

第三十一回 参議院農林水産委員会會議録第九号

昭和三十四年二月二十四日(火曜日)午後二時三十分開会

常任委員 安楽城敏男君
会専門員

委員の異動

二月十八日委員田中茂穂君辞任につき、その補欠として伊能繁次郎君を議長において指名した。
二月十九日委員伊能繁次郎君辞任につき、その補欠として田中茂穂君を議長において指名した。
本日委員仲原善一君辞任につき、その補欠として小幡治和君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 秋山俊一郎君
理事 雨森 常夫君
堀本 宜實君
清澤 俊英君

委員

小幡 治和君
柴野和喜夫君
関根 久蔵君
田中 茂穂君
大河原一夫君
河合 義一君
戸叶 武君
千田 正君
北條 雋八君

政府委員

農林政務次官 高橋 衛君
農林省蚕糸局長 大澤 融君
事務局側

本日の會議に付した案件

○繭糸価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○日本蚕繭事業団法案(内閣送付、予備審査)

○委員長(秋山俊一郎君) ただいまから農林水産委員会を開きます。

この際、委員の変更についてお知らせいたします。本日仲原善一君が辞任されまして、その補欠として小幡治和君が選任されました。

○委員長(秋山俊一郎君) 繭糸価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案及び日本蚕繭事業団法案(いずれも内閣提出、予備審査)を一括して議題といたします。

これらの二法案につきましては、去る二月五日の委員会におきまして提案理由の説明を聞いたのでありまして、ただいまから予備審査を行うことにいたします。

まず、補足説明を求めます。

○政府委員(大澤融君) この前に提案説明をいたしました、私からさらに補足をいたしますことは特にございませんが、参考に、法案の御審議の資料といたしまして、臨時措置法の一部を改正する法律案につきましてはお配りしてございますが、目録をごらんになっ

ていただきますと、法律案と、この前御説明申し上げました提案理由の説明、法案要綱、それから十五ページ以下に新旧の対照が書いてございます。さらに二十五ページから参照の条文、それから蚕繭事業団関係の方でござい

ますが、これも同じように一冊にいたしまして、提案理由の説明、法案要綱、それから参照条文が書いてござい

ます。それから、さらにもう一つ「蚕糸業の一般情勢」という横書きの表紙がついておきますが、これは後ほど取り

そろえてお配りいたしますが、最近の生糸の需給状況、三十三年度に入りましての需給状況、あるいはまた三十三年度の国別の輸出の状況、あるいは輸出保管会社の生糸の買入れの状況、それから最近の生糸の相場、繭の生産状況というようなことを参考資料として書いておきましたが、いずれ後

ほどお手元までお届けいたします。私、補足説明といたしまして、特にいろいろ申し上げることもございませ

んの、この程度にいたします。○委員長(秋山俊一郎君) それでは、ただいまから審査に入ります。

まず質疑を行います。御質疑のある方は御質疑をお願いします。

○清澤俊英君 この事業団法案の中の第一条に、「適正な繭糸水準の実現を図ることを目的とする」、こうなっておりますが、「適正な繭糸水準」というものはどういうことになりますか、それを一つお伺いしたいと思います。

○政府委員(大澤融君) 第一条の目的のところをございします「適正な繭糸水準の実現を図る」ということがこの事業団の大きな目的でございます。そこ

で、それから適正水準というのとはどういうことかと申しますと、たとえば生糸市場で、目先に非常に弱気な状態が支配しているというようなときには、

ややもすれば繭糸が低目に見られるというようなことがあるわけでござい

ます。そうしたような事情にとらわれな

い、最近の長い間の糸価の推移等、あるいは需給関係というところから適正な水準だ、こういうことでござい

ます。目先の弱気市場にとらわれて、不当に安く見るといふようなものが、逆にいえば適正水準でない、こういうこと

でございます。○清澤俊英君 その弱気、強気というものを定めるにしましても、あらかじめ定木がなければ、どれが弱気か、どれが強気かというところは私にはわかりかねますので、弱気とはどういうことをさすのか。

○政府委員(大澤融君) たとえど去年の年末、繭糸協定が行われるようなとき、往々にして弱気材料があったわけ

です。そこで、適正水準とは、それから

ばどういふところかということになり

ますが、これは後ほどいろいろ御審議

いただくと思ひますけれども、審議会の議を経て、専門家が寄りましてい

ろの議論をして、ここが最も適正なところだ、こういうことが出てくるので

あります。○清澤俊英君 そうすると、いま一つあれしておきますが、大体この適正価格というものは、審議会によって決定せられると、こう簡単に解釈してよろしいんですか。

○政府委員(大澤融君) 審議会の議を経て理事長が適正な水準をきめていく、こういうことになろうと思ひ

ます。○清澤俊英君 ここでこれに関連しま

して、この蚕糸白書ですか、蚕糸総合

基本対策要綱の関連におきまして二十

九万俵に生産を押えて、なお、それを

中心としまして一万五千歩の減反措

置を講ぜられるという、この基本的な考え方はどこから生まれてきたのか、基本線の一つ明らかにしていただき

が行われたわけでありましたが、やや価格が落ちついてきました十月以降、十一月、十二月というころの需要のペースから将来を判断いたしますと、大体二十九万俵という程度のものがあれば、今のような状態が維持されていくのではないかと考えから、二十九万俵を目標にいたしまして、現在の十九万歩あまりのものから二十年におわたって二十五万歩の桑園を整理する、こういう考えです。

○清澤俊英君 この二十五万歩を整理して参りますと、二十九万俵という数量が大体該当した数字というわけですか。

○政府委員(大澤融君) 二十五万歩を整理いたしますならば、大体今後二十九万俵程度の需要をまかなって、価格も平衡を保っていくであろうという見当であります。

○清澤俊英君 そうしますと、大体反収、どれくらいの平均反収を見込まれて二十九万俵出ておりますか。

○政府委員(大澤融君) 三十三年度に桑園の面積が十九万七百歩ございまして、そこで、整理の目標といたしましては三十三年度中に一万五千歩、これを整理するわけです。そこで、来年度しからば反収どのくらい見るか、こういう御質問でございますが、今の肥料のやり工合でありますとか、その他の事情から判断いたしますと、反収六十一・二キログラム、實目にいたしまして十六貫三百二十匁、この程度のも

のを来年は見込んでおります。

○清澤俊英君 そこで、この糸価安定をやっていくといふことは、根本的に考えました場合、こうするならば将来において輸出なり、国内消化なり

が増大するということを考えなければならぬで、今日の繭の何といふますか、適正水準をお定めになる目標は、将来の拡大を考慮しないで、一つの繭の価格の安定だけをお考えになるという建前をとられるとき、十六貫三百二十匁あたりの反収で現在はある。そうしますと、これを将来この形において何貫目ぐらいに伸ばしまして、そうして将来も糸価安定によりまして需要拡大を見込まれる場合には、この基準において、生産収量を引き上げるような方法で結論を出していけると、こういう考え方が基本になっているのでありますかね。

○政府委員(大澤融君) 来年度の反収をどう見るかと、こういうことでございしますが、これは私どもの見方といたしましては、現在の桑の生育状況とか、それから肥培管理の状況、こういうものから見まして、先ほど申し上げましたような数量で見ているわけでございます。将来の問題としては、もちろん生育状況とか、肥培管理のやり方というものが変われば、反収収量がさらに上る、あるいは下るといふことは出てくると思ひます。

○清澤俊英君 ちょっと私の質問がくどくなりつつ、少しおわかりにくかったかと思ひますが、一面、今、減反をやり、それから収量を二十九万俵に減らされる、そうして安定価格を定められる。この安定価格を定めるといふことは、将来においてこの安定価格を定めることによつて、需要拡大を見込んで価格を下げる。これから先やっていますのはつきりする。そこでですね、価格が安定するならば需要増大が出てくる。輸出も増大してくるし、国内消費

も増大してくる。こうなりました場合には、今、制限せられました減反をそのままにして、そうして増大していくということになりまして、十六貫三百匁ぐらゐでありますならば、二十五貫なり三十貫なりに引き上げることによつて、それに間に合うから将来は増反しない、こういう建前において価格安定による需要拡大の場合のことを考えておられるかどうか、こういうことなんです。

○政府委員(大澤融君) おっしゃる意味は、供給の側では減反をして、反収量をこういうふうにして何貫目と見とおるが、それに見合う需要がどうだという御質問かと思ひます。

○清澤俊英君 需要がどうだということとは、少くとも、言いかえてみまするならば、価格安定をやつて、こういうめんどろな処置をとられることは、将来における蚕糸業の拡大を中心に見ていられるのか、これを動かぬと見ていられるのか、これを縮まると見ていられるのか。この事業団法でなく、蚕糸総合基本対策案をお作りになつて、蚕糸基本対策を立てられるとき、将来の蚕糸業というものの拡大が見込まれておられるのか、あるいはこのままで拡大させないでいくというのか、あるいはもっと減るんだという考え方でおられるのか。その目標はいろいろあるから、目標をどこに置いて考えておられるのか。

○政府委員(大澤融君) 一口に言いますと、減反したところでの横ばい状態が続くのではないか、こういう見方です。そこでたとえば、先ほどおっしゃりましたように、こういうふうな減反

をして、この生産をしていければ、それに対応する需要としては、たとえば価格の安定した効果により需要増進もあり、あるいはまた、所得の増によつての伸びも多少は見えていくということ均衡がとれていく、こういう見方をしております。

○清澤俊英君 そうすると、ある程度、価格安定をやることによつて増大が見込まれる、従つて、その増大に對しましては、桑園からの収量の増大をもつて充てる、こういう考えが基本である、こういうことなんですか。

○政府委員(大澤融君) 三十四年、三十五年にわたりました二十五万歩の整理をいたしますならば、三十五年度において需要として今から見込まれるものをカバーして、大体均衡はとれる、こういう見込みでやっております。

○清澤俊英君 それで、次にお伺いしますのは、最近、生糸の値段が約十七万円以上に返つておるようでありまして、この価格は正當なものと考えておられるかどうか、一つその点お伺ひしておきたい。

○政府委員(大澤融君) 私ども、今の、先般、年末に十四万円という最低価格をきめました、そのときやりましたように、需給均衡の状態としては大体十六万円というのを考えて、あのような値段をきめたわけでありまして、そこで、十六万円水準で価格が動くといふことを考えますと、今のよう価格が異常なものであるといふことは、必ずしも言えないと思ひます。

○清澤俊英君 これは、私どもはこういうふうな考えておるのですが、最近非常に繭不足をしておるから、当然あ

り得べき現象ではないかと、こう思われますことは、大体三十三年度の産繭量は約三千万匁あるようでありまして、そのうち春繭一糸で五百万匁買ひ上げですね、それから乾繭でやはり五百万匁だと思つておるのですが、約十萬俵、夏秋蚕で臨時措置で三百万匁買ひ上げる。そうしますと、これは約三百万匁ぐらゐのものが、三分の一が一応たな上げになる、こういう情勢でありますから、従つて、繭不足の取合ひ、その他の市場における品不足というふうなことで私は異常価格をやはり呈しておるのじゃないかと思ひますが、ちょっとその点が、蚕糸局長のお考え方と違つておられますが、そうじゃないのだというあれがありましたら、いまい少し丁寧に教えていただきたい。

○政府委員(大澤融君) 今、清澤先生の言われたたな上げの生糸、繭の量でございますが、春繭につきまして百億のワテで約四万七千俵ぐらゐの生糸がたな上げになる。それから繭の形では五十億のワテでたな上げをいたしまして、結局、政府の手に参りますのが、生糸に換算いたしました約一万二千俵。それから繭不足といふことも反映いたしまして、夏秋蚕でたな上げになつておりましたものが約二百七十万匁ほどあるのでございますが、これは元に戻つて市場に出て、政府の手にこないといふことにならうと思ひます。ですから繭不足で大体五万七、八千ないし六万俵という程度のものがたな上げになつておるわけでありまして。

○清澤俊英君 市場の繭不足をしておつて、そうして争奪はなほだしいものがある。それで糸の値が出ておるの

じゃないかと、こう考えられるが、そうじゃないのですか。

○政府委員(大澤融君) 先ほど、最初に御質問がありましたように、弱含み、強含みという御質問がございまして、こういう場合には強含みということ、今のような値が出ておると思いますが。

○清澤俊英君 それで、強含みもよろしいですが、大体三十二年度から引き続きました買上げの額が約五万俵、今言われたのが大体六万俵、十一万俵足らずの糸がたな上げになっておりますことが、将来、糸価安定上、何らかの影響を及ぼすことはありませんでしょうか。

○政府委員(大澤融君) 確かに今のよう膨大な数量が政府の蔵に入っており、ということ、これをどういうふうに取り扱っていくかということは、まことに慎重を要することでございます。取扱いが悪いというふうなことになるれば、糸価に悪影響を及ぼすということにもなるかと思ひます。そこで、私もこれが取扱いはきわめて慎重にやっております、こう考えております。

○清澤俊英君 そこでですね、今まで蚕糸業といいますが、輸出振興が第一対策だと、こういうことが考えられておりましたが、当然輸出振興も必要性があり、同時に、総合基本対策におきましては、国内産もその対象としておられるのであります。現在の需給状況を見ますと、かえって国内需要の糸が多くなつておる、こういうふうなことが考えられますとき、両方を推進していくという場合に、どういう区別した処置をとらうとしていただけるの

か、一つ、いまいし詳しく教えていただきたい。

○政府委員(大澤融君) 確かに、生糸は歴史的に見まして外貨獲得に日本の貿易の中で非常に大きなウエートを占めております。しかし、昔と今とはだいぶ違つておりますが、国外への輸出ということは、今でも力を入れなければならないと思つております。そこで私どももいたしましては、海外における生糸の需要促進の宣伝ということに、たまたま業界もその機運が熱いまして、宣伝機関を新しく作るというふうなことに相なつておりますので、予算補助をいたしても、補助金の増額をいたして、政府もこれに對処していくということをやっております。

そこで、国内との関係であります、輸出に力を入れると同時に、今日のうちに国内の需要といふのは非常に伸びてきておる、これを無視してはならないと思ひます。また、国内に大いに生糸の需要受け入れ態勢があるということが、これまた海外に對して貿易を伸ばすという固い基礎にもなると思ひます。そこで、両者相待つて貿易も伸ばし、国内の需要も伸び、そこで生糸も栄えるということになると思ひますので、両々相待つた手を打つていかなければならぬ、こう考えております。

○清澤俊英君 その点はわかります。手を打たれるということとはよくわかりますが、どういふような区別があるか。一口にいえばどういふ区別がつけられるか。何らかの区別がつけられるか。ただ輸出生糸をどんどん作つていけば、そのうちから国内に使うものもどんどんふやす、こういう行き方

なのか。国内糸としては、輸出までの精巧の糸でなくとも、そのあとの下の、程度の落ちたものでやつていくというふうな方針でいられるのか。一口にいいますれば、自動器械等で精密な輸出生糸を作つていられる半面、座繰器等によつて、少し粗雑ではあるけれども、品質のよい、より安い糸を作つて増大していくという基本方針を持つておられるのかどうか、こういうことです。

○政府委員(大澤融君) 結局、どういふ生糸を作るか、どういふ繭を作るか、どういふ蚕種を作るか、こういうことにならうと思ひます。そこで私もいたしましては、需要の面から、どういふ生糸、どういふ繭、どういふ蚕種を作つたらよいかということ、需要の面がよく蚕種にまで反映して、こういうことをきわめるために、昨年から絹織維試験所というふうなものを作りまして、蚕糸試験場でも研究しております、それから通産省と一緒になりまして横浜の織維試験所、これ、むしろ製品面からもそういう研究をしていくということ、今のようないことにたえて参りたい、こう考えております。

○清澤俊英君 その次に、この輸出と並びまして、織物が非常に力強く輸出が伸びまして、織物が非常に力強く輸出が伸びますと、農林省の手を離れ、織物となりまして、農林省の手を離れて通産省の関係になると思ひますが、こういう点で今どんな手を打つておられますか。

○政府委員(大澤融君) 今、申し上げましたように、織物と原糸との、あるいは蚕種との関係ということも、従来あるいは手の抜けておつたところかと思ひます。

思ふのであります。そこで、昨年来通産省の方ともよく連絡をとりまして、織維試験所と蚕糸試験場と、片方は原料の方から、片方は製品の方からというところでの研究を協調しながら進めていく、蚕糸試験場の方におきましては、そのための施設等について、本年度、私、今記憶しておりますが、予算的措置も講じております。

○清澤俊英君 その次にお伺いしたいことは、中共の繭が競争対象として非常に強敵として現れたのであります、これに對する根本対策が基本対策要綱となり、同時に、安定水準適正価格ということになるのですか。

○政府委員(大澤融君) 中共との糸の競争の問題であります、御承知のうちに、ヨーロッパには中共の糸が非常に流れているということ、日本のあれがだんだん悪くなつていくということは事実でございます。しかし、これを根本的に考えまして、どういふ面で競争するかということになります、結局、生産費の安い生糸、品質のいいものを安く生産して競争するということでございます。そういう意味で、私も対策要綱の中でも述べておりますように、よい生糸を、また、需要にマッチした生糸を、コストを引き下げるということに對抗したいと考えております。

○清澤俊英君 それで、そういうった観点を全部総合して適正水準の価格を定めるといふ、その価格の中にはその点も見込まれておるのではありませんか、こゝうお伺いしておるのです。

○政府委員(大澤融君) 御質問の意味がよくわからないのですが……。

○清澤俊英君 私もちょっと要領を得

ない聞き方をしておりますけれども、適正価格を、適正な繭価水準の実現を「図る」という、その適正価格には当然そういつた中共との糸の対抗価格が含まれるのかどうか、こういうこと、たとえば糸価がかりに十六万円にきまつて、繭が千四百円にきまつたといつたしますならば、その千四百円の十六万円という糸価が維持できれば中共と相当競争ができる、こういうふうになるのか、こういうことです。

○政府委員(大澤融君) それは需要供給その他いろいろな事情から、先ほど申し上げましたように、審議会の専門家の方々の議を経て、この値段をきめるわけでありまして、具体的には、中共の糸がどのくらいに思ひますか、今申し上げましたように、生産コストを大いに引き下げていくということになりますれば、こういう適正な繭価水準あるいは糸価が形成された場合に、それで中共の糸とも対抗ができるということになるのじゃないかと思ひます。

○清澤俊英君 ちょっとそこが私はわからないのですが、あとで調べてまたお伺いをいたします。

そこで、こゝうやつて繭価水準を定められる場合、非常にこれは繭の方に比重が強くかかつて参ると思ひますが、われわれが見ますところ、現在の製糸業自体の様子等を見ますと、これは操短をやりましたり、あるいはかまを整理したり、いろいろ努力はしておりますが、また、養蚕家が減反をやります、農林省の統計によりますれば、千四百円も千六百円以上もかかります生産費を割つた価格に甘んじた基本要綱によつて、それに沿うべく努力

してある、こういう場合に製糸業界が、この状態に対してはどのように蚕糸業一団の立場から見ると、また自覚が私には足りないのじゃないか。もっと自覚がありますれば、製糸業自身を整備統制して、健全な事業体系に持っていくということがあるわけじゃないか。そういふことに対しては自主的な動きもないし、農林省の指導もその点には非常に足りない、遠慮しておる点が非常に多いのじゃないか。ことに流通過程におきまします清算取引の問題、あるいは生糸問屋業者、輸出業者ですか、問屋業者等があったりして、非常に複雑な段階をもって外国貿易が行われる、その一番の強敵と見られる中共におきまします、御承知の通り、これは共産圏の貿易として、国がこれを取り扱っておる。大体一本の口をもって物を扱っておる、こういうことに対して、製糸段階から輸出段階に至る間におきまします野放し状態は、これは私は許される問題ではないじゃないか、こう思われます。同時に、そういう状態であって、それがたまたま思惑によつたりいたしまして、弱気が出たり、強気が出たり、そうしてそのしわ寄せを全部農民に転嫁せられる、農民はいつの日か安定したる糸価の上に立つて生産を続けられるのか見当がつかない、今のままだと私はそういうことを考えます。その最も端的な例は、製糸家がもうけておるかどうかわかりませんが、われわれから見れば、昨年度の、三十三年度の夏秋蚕が終末を告げる際には、乾繭処理の三百万の方法とか、いろいろのことをいわれましたが、大体においてそれらは大した効果もなく、千円から千百円の間に繭が手放さ

れた。今日ではそれが十七万円という糸価で売られている。千円繭でありますれば、大体十四万円の糸価というところが対象になっておるわけでありまが、こういった利益が実際あったかといかは別として、そろばんとして、われわれが尋常科のそろばんとして見られるところによりますれば、価格の安い繭を買って、そうして今日の相場でこれを売っておりますから、非常なもうけが転じてくることは自明の事実です。こういうことが果して私は蚕糸業一団というわれわれの考え方の立場に立つて正しいかどうか、こういうことに非常に疑いを持つものであります。この点について、蚕糸局長はどうお考えになるか、私は、できまするならば、農林大臣からこの点に対してははっきりした御見解をお伺いしたいのですが、まず局長からお伺いしたい。○政府委員(大澤融吉) 非常に重要な点の御指摘だと思ひます。ただ、たとえば貿易の問題にいたしまして、中共が窓口を一本にしておりますので、これに対抗するためには、日本も必ずしななければならぬということには必ずしもいろいろ研究した上で参らぬと思ひます。問屋にいたしまして、輸出業者にいたしまして、それぞれ分業で存在の理由が現実にはあるものと思ひます。しかしながら、これらについてほんとうに理想的な格好はどうなんだというふうなことは、私も蚕糸総合基本対策でも取り上げて、振興審議会を中心にしていろいろ練つていたきたい問題の一つと考えております。また、繭を低く売って高い値段に糸をしていくが、もうけていくかどうかかわからぬけれども、そういう状態に

なっているというふうなことは必ずしも望ましい状態ではないと思ひます。そこで、今御審議願つておりますような、日本蚕繭事業団というふうなものが生まれてきた一つの理由がそこにあると思ひます。私もそういう考えでやっております。○大河原一孝君 農林次官に一言お尋ね申し上げたいのですが、さきの国会におきまして、繭糸価格の安定に關する臨時措置法が出され、今回再び臨時措置法の一部改正の問題が出されておるのであります。こういう法案が政府当局において考へておられるのは、私は、何かその場限りの、場當りの考へ方が盛られておるようには推察できるのであります。将来に対して一体どういう考へ方を持つておられるのか、抜本的な解決策というものを一応頭に置かれた上でどういふ法律案が出されているのかどうか。もし抜本的な解決策が考へられておるならば、将来に対処するところの解決策を一応披露してもらいたい、これがまず一点であります。それから先ほど清澤委員が申し述べられた点であります。繭糸のバランスを考慮しながら価格を一定の方向にきめる、どちらかといえば、引き下げを行なつて需給のバランスをこれによつてはかるべきだという考へ方でありまが、もしこの場合、価格を引き下げた方向にきづけることによつて生産の増強をはかり、あるいはまた消費の増大をはかるというふうなことであります。これはややもすると悪循環になる危険があるのではないかと考へております。同時に一面には、こういうことによつて、たとえば

生産農家、養蚕農家におきましては、たとえば二割の桑園の整理が行われていた場合には、結局、価格が下れば下っただけ生産増強の面において、これをカバーしなければならぬという考へ方が当然生れてくる。いわゆる蚕種の掃き立て制限という問題でありまが、掃き立て制限という問題は、どの程度までただいま実行ができるかという点までからんでくるのではないかと考へておるのですが、この点も具体的に御説明願ひたい。○政府委員(高橋衛君) ただいま御質問のよう、蚕糸価格に対するところの将来見通しをつけた抜本的な対策がいかにないかと思はれる、その場限りの措置がとられてきたように思われるという御見解でございますが、この点については、昨年からたびたび政府側の見解を申しました通り、春繭に対する対策を立てます際におきましては、なお国際的な繊維事情の動向というものが十分に予知できなかったという点がございましたし、また同時に、国内的に見ますと、化繊についてはそれぞれ繰返しの措置をとつておつたような次第でございます。従つて、繊維全体として、あるいは十九万円という最低価格の保持をすることによつて、生糸の需要はどうか、この状態において需給の安定が得られるのじゃないかと考へるような見地から、一応、昨年当初におきましては、そういうふうな措置をとつて参つたのでございますが、しかし結果的に見ますれば、これは生糸のごとき国際商品におきまして、しかも、一方において化繊、ナイロンその他の繰返は行いましたけれども、しかし、やはり需要そのものはさ

らに減退いたしております。たとえば前年に対して六割程度の需要しかなかったというふうな事実から見まして、繊維全体が断層的な需要の減退を来たしたというふうな事情もございまして、ために、生糸もそれに引きずられざるを得なかったというふうな事柄からいたしまして需給の安定を欠きまして、結局、市況が非常に弱くなつてきた、そういうふうな観点から、全面的にこれらの状況を検討いたしまして、そうして生糸の価格を安定状態に持つていくためには、どうしても最低価格を十四万円程度に下げなければならぬであろうというふうな観点から、あつたという措置をいたしたような次第でございますが、しかし、今後それでもって完全に安定していけるのかどうか、また、こういうふうな事業団のような施策によつて、十分にその目的を達し得るかどうかという問題についてのただいまの御質問でございますが、それらの点については、抜本的な措置をいたしましては、蚕糸業振興審議会において、十分に各方面の権威者の方々に御検討願ひまして、そうしてこれが対策を立てていきたい、こういうふうに考へておる次第でございます。と、とりあえず昭和三十三年三十五年度におけるところの措置としてこれが最善の措置であらうかと考へて提案をいたしておる次第でございます。なお、もう一つの御質問の趣旨は何でしたかね。○大河原一孝君 結局、二割の桑園の制限、掃き立て制限の場合、実際においてほんとうに掃き立て制限の実績が得られるかどうかということです。結局は価格が下れば、農家の方はやはり

価格が下った面は生産の増強によってこれをカバーしようという、そういう考え方が出てくると私は思うのです。その場合、果して二割の桑園整理であるとか、掃き立て制限というものがどだけ可能であるかということが疑問であらうと思います。結局、悪循環になったのでは何にもならぬだろうという考え方です。

○政府委員(大澤融君) 私からお答えいたします。先生の言われるのは、桑園整理のことと思われませんが、先ほど清澤委員の御質問にありましたように、二万五千町歩、三十三年、四年二カ年にわたってやる。その進行状況を見ますと、本年度中に大体一万五千町歩という目標にいたしてあります。一月末の県からの報告によりますと、大体その程度のものの整理が済んだように聞いております。整理ができるのかどうかという御心配と思いますが、進行状況はそういうようになっております。

○戸叶武君 今の質問にも関連がありますけれども、桑園整理という政府の要請があるが、末端の全養連の会合なんかに出ると、実は私、驚いたのです。が、やはり逆のことを言っておる。桑園なんか整理すべきではないと言っておるが、そういうことを取り上げることは問題じゃありませんけれども、今の質問にもまだ十分答えがないようですが、そういう整理を形式上やっただとしても、お百姓は金がいらないで済みます。結局、増産意欲を持っていて、桑園整理という形です。そうすると、桑園整理という形によって増産を食い止めることはできないのではないかと。それに対してどういう考えを持っておるのかとい

う質問の要旨だと思います。これは私は、桑の關係の桑園ばかりでなく、今のタバコにおいても政府は作付制限をやっている。作付制限をやって、それによってタバコの減反を試みておるんですが、事実上百姓は増産しているんです。増産意欲を抑えるつもりかどうか知りませんが、このごろは品質が落ちたという名のもとに価格をたたいて

いるんです。この三、四年間における農家収入の減退というものを考慮すべきであって、この公社の暴利に対してタバコ耕作者は非常に憤激しておるんですが、このタバコにおけるところの矛盾のようなものが、やはり桑園整理の問題にも当然私は起きてくるかと思ふのですが、そういうことに對して政府はどういうふうに対処をしようか、そういうことをもつと明確にしたい。ただ、政府はこういうふうにして整理された分だけずっと生産が落ちてくるというような形式的な考えだけでは、農民の生産意欲というものは抑えることはできないんじゃないかと思ひますが、それにそういう具体的な例はございませんが、タバコにおいてはそういう例が如実にできてきて、その矛盾というものがいろいろ問題を惹起しておるんだから、タバコとは違ふけれども、そういう問題はやはりどうしていいか。

○政府委員(大澤融君) タバコの例を引いての御質問でございますが、私どもも扱っている桑園整理については、現実に桑を抜いて整理をしてしまったという面積が、蚕が飼えないというところになってくるもの、一月末で大体一万五千町歩、実績が出ておるわけ

でございます。ですから、これだけは少くとも減産になるということが考えられます。

○戸叶武君 これはアメリカでも二割の作付制限をやつて小麦の問題で悩んでいるのですが、農民というものは、この国でも作付制限されてもいろいろ工夫して肥料をたくさん使つとか、あるいはもっと土壌改良をするとかいう増産の意欲は衰えないんです。それがソイル・バンクの問題でも一つの難点になっているんです。お役所仕事とすれば、これだけ桑を抜いたらいいから、生産はそれだけぐっと減るんだという単純な考え方では生きた農政はつかぬないというんです。タバコの問題についても、そういう矛盾が出てくるから、タバコと桑とは問題が違ふだろうけれども、桑の問題は当然繭に関連して起きているであらう、そういうことに對してはどういうふうに考えているか。お役所の仕事というものは、一万五千町歩なら一万五千町歩を抑えた、それだから繭はそれだけ減つて減るといふ、この形式的な考え方だけで農政を進めているんだが、そういうやり方は、どこの国でも破綻しているんだから、その問題について、目下考えがあらうかないか、それを聞いています。

○政府委員(高橋衛君) ただいまのタバコの例をお引きになつて、また米國によるところの作付制限の例をお引きになつての御質疑でございますが、その点は私どもも十分に置いて考へておる次第でございますが、少くとも桑の木を引つて抜いた場合におきましては、一年、二年の間には、それほどそれを十分にカバーする程度の増産を来

たすということはまず考え得られないのじゃないかという考え方のもとに、また従つて、それから後においてそういうふうな事態が当然起つてくるであらうということも、需給の状況または農家経営の他の作物との關係の状況等から考へまして、そういうふうな事態もあるいは起り得る場合もあるかと思ひますが、そういう点については、先ほど大河原委員の御質疑のありました、つまり恒久的な対策といたしましては、蚕糸業振興審議会におきまして十分議を練つて、そしてそれが対策を確立したい、かように考えておる次第でございます。

○千田正君 私は、さつきから各委員からその問題についてお尋ねしておる中で、大体の政府の御見解はわかりましたけれども、おそろく減反をあなた方がかりに勧めて、農家のいわゆる換金としての副業、養蠶であるとか、養蚕であるとか、タバコであるとか、これは農業としては何かの、水田やあるいは畑作の米麦というような主要作物以外の何らかの換金作物を得なければ、農家経営はやっていけないのが現在の日本の農業の実態なんです。それで養蚕の方はある程度減反することに於て何とか考へる、こういうだけで私は私とはうて、将来しからば減反したる養蚕する方が減るのか、おそろく私はそう簡単には減らないと思ふのです。それにはやはりこれと並行して、減反した場合における養蚕の指導に換金すべきところの作物の指導、こういうものが農林省から並行して打ち出されなければ、なかなかこの問題は解決できないんじゃないか。あなた方は、繭の値段が安くなつて生

糸の値段が安くなつたから、お前たちは苦しくなつたから桑の木を植えるのをやめろと、こう言つてみても、しかば、それにかゝるところの換金作物は何があるか。何か有利に農家のいわゆる現金収入になるものがあるか、そういう面の指導がまだほんとうの本腰を入れて出てきてないじゃないですか。そういうものがあるならば、この際提示していただきたい。そういうものがない限りは、一応一万五千町歩ぐらい減反したから繭の生産もその程度が減るだろうというふうな簡単な考えで法案を通すというところは、われわれはそう簡単にこの問題は解決できないのじゃないか、こう思ひますが、次官並びに当局から御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(大澤融君) この前も千田先生から御質問になつた非常に重要な点だと思ひます。そこで、桑園整理をいたしたといたしたと、一体どういう作物を植えて、どういう營業をしていくかというところは非常に大事な点だと思ひます。そこで私もといたしましては、整理した跡については、元來、桑園整理は養蠶農協が中心になつて実施するわけでございまして、県のたえは改良課でございまして、県のたえは畜産課でございまして、あるいは市町村のそれぞの機関、また改良普及員というふうなものとの連絡をとつて、よく跡作の指導はしてくれ、こういうことを私も望んでおり、また、そういう指導をしておるわけですが、そこで、跡作ですが、この前もお話が出たときにお答えいたしました、それぞれ適地適作というよう

なことで、果によっていろいろ違いはございますが、まあ、さしあたり抜いて麦を植えておこう、こういうことで麦を植えておる所もございませう。しかし、たとえば一例を申し上げますと、桑園を整理いたします場合に、一つの方法として、一列隔畦抜株と申しまして、一列置きに抜く。そしてそこよその作物を植えてもらうということも一つの指導であります。と申しますのは、蚕を飼っている養蚕農家というものの、乳牛が入っております農家が約十万户近くございませう。そこに十数万頭近くの乳牛が入っております。そして先生御存じのように、自給飼料の飼料自給度を高めるということ、これは畜産の面で非常に大事なことでございませう。現在三割というふうな自給度と聞いておりますが、これを七、八割に上げていくということが大切なことで、そこで、こういう乳牛を飼っているような農家におきましては、一列隔畦抜株をして飼料作物を入れていく指導というふうなことをやっているものであります。そのほか畜産との関連で、特に畜産局の方を桑園を整理したあとに綿羊の導入について補助をする予算を特別にとつて指導していく。その他園芸作物の優良飼料の導入については、改良資金の世話をするとか、それぞれ蚕糸局のワクの中だけでなく、農林省全体としていろいろバック・アップをしていただき、末端におきまして、先ほど言いましたようなことで指導して参る、こういうこととでございます。

○千田正君 それは理想としてはまことにけっこうなんです、養蚕といふのは、あなた方御承知の通り、早くい

え、農家の女房たちのへそくり金の根拠なんだから、そうすぐやめるといったって、それなら来年から細君のへそくりもなにも、子供のためのあるいはくつ代も出てこない。なるほど、略農計画の中から草地改良に転換する、草地の増加を考へる、こうおっしゃられても、そういうことに対する一つの裏づけがある程度はつきり打ち出されてこない、なかなか農家自体養蚕に一生懸命やっておった女房の諸君が本気になってこれにかかるというには相当の年月がかかる。あるいはこれが果樹に転換して果樹栽培というふうなことにしまして、柑橘類の栽培にしても、あるいはリンゴその他の栽培にしても、現在の農林省の状況をみると、果樹栽培なんか、この間も農林大臣に私が質問したのでございませうが、海外に相当輸出品が出ているにかかわらず、果樹園芸に関する面においては、農林省では一向に力を入れていない。そういうふうなことで、他面には相当強力な線を引いて養蚕の恒久対策を講じなければならぬのだが、その曙光だにもわれわれは見出せない。そういう点、ただいまの御説明の通りだとするならば、しからば、どういう面にそういう新たな予算を組んでおられるのか、示していただきたい。

○政府委員(大澤融君) 先ほど申し上げましたうちで、綿羊の導入の補助、これは三十四年度実施の中小農家向けの家畜預託事業の一つでございますが、約四千五百万円という新しい予算を畜産局で組んでおります。それから園芸作物優良飼料導入あるいは茶の木、優良種苗導入、これもそれぞれ改良資金で従来なかったものを、前者約千九百万円、後者は約八百万円、さらに酪農経営安定対策ということで、国有家畜貸付対象外の農家に対しての飼料作物の栽培に必要な種子代、肥料代、こういうものについての改良費、これも新規でございますが、約六千七百万円というふうなことでやっております。全部が全部桑園整理のあとにいくことではございませうけれども、そういうものでございませう。

○戸叶武君 この桑園の転換ということは、ほかの作物の転換よりは私は深刻だと思ふ。今、私の国では、麻と桑の問題が見通しがつかなくなつたので、心ならずも減反しなければならぬ。それに、転換する場合においては、千田さんが言われたような換金作物としての安定作物を求めているのです。そういうことに対して、政府は今言っているような考え方は、農民に対して直接満足を与えられないのじゃないかと思ふのです。農林大臣の説明においても、三十四年度は桑園転換に伴う営農改善に資することを考慮して綿羊の導入の強化をはかるということのみを強調しておつたようでありますが、今言われたように綿羊その他に對しても四千五百万円程度でどれだけのことが出来るか。これは、山間部等においては、中農以下の人たちが乳牛に飛びつくことよりも、今のうちに乳価がたたかれていますような場合ですから、この小農畜としての綿羊に対する意欲は非常に強いのでありますが、山間部以外においては、綿羊というものの普及というものは私は限界があるのではないかと思ふのであります。そういう画一的な方針によってはこの桑園転換というものに対する回答にはならないのじゃないかと思ふのであります。それで換金作物として今浮かび上っているたとえばビート糖のような問題でも、暖地栽培が成功しておるのです。イギリスでも成功して自給が成り立っているし、イタリア、一昨年から輸出に回っておりますし、日本でも岡山県等においては、四、五県でも過去三、四年の実験というものは成果を上げておるのです。今、タバコも作付制限する、桑も抜け、麻も見通しがつかないというふうなとき、もっと政府自身がこの斜陽産業に從事しているところの農家の転換に対して、もっと不安感を与えないような私は指導というものがされなくちゃならないのじゃないかと思ふのです。茶の木を植えるなんぞということは、簡単に考えておりますが、茶からの収入を得るまでには相当の期間というものを必要なのです。その越えは一つも悪くないけれども、当面の転換を余儀なく迫られている農家に対するところの即効薬としては役に立たないのじゃないかと思ふのです。たとえば、ビート糖のようなものでもそうかもしれませうが、しかし、果樹栽培から見ればもっと早くこれはできるのです。また、試作段階においては、どこでもフランスにおいてもイギリスにおいてもイタリアにおいても、国家が保護政策を行なっているのです。タバコなんか以上に砂糖の専売というものは急務なのである、これらの国々においても、国家が惜しみなき保護政策をもって砂糖自給の態勢としてビート糖のためにテンサイの栽培ということをやっているのですが、日本では製糖会社の圧力に抗しかねて、政府というものが

何らこういうことに対して、食糧自給の線からの砂糖問題とも取り組まないし、こういう換金作物の安定作物を求めている農民に対して、それにこたえることをしていないのですが、蚕糸局なりなんなりは、そういうことには直接関係がないと思うかもしれませんが、蚕糸問題に伴うところの大きな桑園転換というものは、日本農業にとってはきわめて重要なもので、一番糸局あたりのセクショナルな考え方でもって対処すべき問題ではないのです。もっと農林省全体がこういう問題と真剣に取り組まなければならないのですが、私はきょうは農林大臣にお聞きしたいと思つたのですが、農林大臣の施策の中において非常に簡単に取り扱われているが、これに対してはどういう考え方を持っているか、政務次官並びに蚕糸局長から承りたい。

○政府委員(高橋繁君) ただいま御指摘の通り、桑を引いたあとの安定した換金作物をいかに持つてくるかという問題については、先ほど来、蚕糸局長から御説明いたしました次第でございますが、ただいま御指摘のテンサイ糖については政府はもっと力を入れるべきじゃないかという点につきまして、は、政府といたしまして、全く御意見の通りの考えのもとに、本国会に日本てん菜振興会法案並びに臨時てん菜糖製造業者納付金法案の二つを提案いたしまして御審議を願うことにいたしましたのでございませう。この両法案によりまして、テンサイの新品種の育成並びに耕種方法の改善に画期的な力を入れまして、そうしてただいま御指摘の通り、たとえば、ヨーロッパの諸国におきましては、フランスにおきまし

でもイタリアにおいても西ドイツにおいても、テンサイ糖によって砂糖の自給をやっているというふうな点から、また、そのための相当な助成をやっているという点を考えあわせまして、政府といたしまして、そういうふうな点に大きく一歩を踏み出したいと考えておるのでございます。ただ、ただいままでのいろいろ試験研究の段階におきましますと、たとえば東北におけるところの青森県並びに岩手県の盛岡以北の太平洋岸等におきましては、大体試作の結果が安定した成績を見せておりますので、その地方については来年度から試作を奨励することにいたしまして、その試作に対しては、ある程度の運賃の補助を、つまり、北海道の工場に製品を運ぶための運賃の補助を計上いたすことにいたしております。また、試験研究の段階でございまして、具体的に補助奨励をする段階に至っておりません。しかしながら、これらの点につきましては、ただいま申し上げました日本てん菜振興会の活動と相待ち、また、各府県等においてしておられるところの試験研究の成果によりまして漸次積極的に進めていきたいと、こういうふうに考えている次第でございます。そうして、特にそれが桑園転換のあとの換金作物として、またはそれが畜産と結びついて、農業経営の改善と申しまするか、農家収入の増大に大きく寄与することを私もは期待をいたしている次第でございます。

○戸叶武君 この養蚕関係は、政府でも認めているようにすでに斜陽産業です。かつては輸出貿易の首位を占めた時代もあったというが、そういうこと

は夢物語でありまして、今日では、たしか米の農家収入四九%、あるいは酪農の二三%に対して、五%程度に落ちていると思うのです。しかも、養蚕農家というものが行き詰まった壁にぶつかっているのは、これは政府そのものがこの転換に対して明確な方向づけをやっていないところの農政の貧困から来ているのでございますけれども、こういう換金作物といいますが、農家における収入源としては非常に重要な位置を占めているところの養蚕業者に対して、すぐ金が入るようなものに結びついて考えなければいけないので、私の県等におきましては、換金作物としてはすぐ果樹に飛びついて果樹栽培をやっておりますが、それだっただけの年月というものは経過しなければ、農家収入の方へは響いてこないのです。そういうものに対して政府の補助というものはきわめて不徹底なので、私はただ機械的なこうこうこれこれのことをやっている、こうやっているというふうな言いわけ的なやり方ではなくて、この転換に際して、たとえば綿羊だ、お茶だなどという形でお茶を摘みないで、そうして果樹栽培なら果樹栽培に持つていくためには、これだけの融資をやるといふようなものと、具体的な資金の裏づけをやらなければ、農家自体が立ちいかないと思うのですけれども、この問題に対してどういうふうな具体的な処置を行うつもりでいるか。

もう一つは、私、養蚕はあくまでも斜陽産業であって見通しというものはないので。私は長い間、中国にもおりましたので、中国における蚕糸業の

実態も知っておりますが、日本が占領政策を行なったときにおいては、生産が伸びないような押え方をやっていたのが事実です。私は、中共における今後の産業建設の中において、日本においてもイタリアにおいても競争できないような養蚕の伸びがあると思うのです。化繊に押されるばかりでなく、中共におけるところのダンピングがイタリアを通じて行われているとかなんとか言われたけれども、私はコストの面において太刀打ちができない、競争ができない段階は来ると思うのです。これはいやでもおもうでも認めなければならぬし、化繊に押される面と中共との価格の競争に耐えられない。ただ単なる品種の改良によって増産し、コストを下げるなどという弥縫策では私は対処できないようなあらしの中に直面しているのじゃないかと思うのです。政府の考え方はそういう面には少し甘いと思うのですが、この二点に対する御答弁を願います。

○政府委員(大澤融君) 最初の跡作の問題でございしますが、先ほど来申し上げておりますように、この問題は、ほんとうに蚕糸局のワタの中だけでは片づかない問題でございします。そこで、果樹を例におあげになりましたが、果樹に対しては、従来は改良資金で取り扱っておりましたのを、今回からは、先ほど申し上げたように、果樹の苗木についての融資を取り上げる、こういうことに特になつておるわけでございます。

それから中共との関係でございしますが、お説のように、ああいう国でございしますから、今後、蚕糸業についてはどういう進み方をするかということには注目をしていかなければならないと思うのであります。これに対する対抗策としては、先ほど清澤委員からのお話でございましたように、貿易の機構の問題というふうなことも一つの研究問題でございします。先ほど来私が申し上げておりますように、品質のよいしかもそれが安くできるということ、競争をする上については第一番にやらなければならぬと、こういうふうにも私も考えておるのです。

○清澤俊英君 先ほど桑園の現在整理が一万五千町歩だと、こういうお話でしたが、これは大体県別にしますとどういうことになりますか。大体主要県で相当な優良な桑園を持つておつてそれが青田になるとかというふうな、桑園としても有力な桑園が転換せられたのじゃないかと、こう思います。で、わかりましたら、主要転換県と、大体どれくらい集約の大ききものが転換せられたのかというふうな概略を一つ御説明願いたいと思います。

○政府委員(大澤融君) たとえば……。清澤俊英君 たとえばでない、県別で一つ具体的に……。

○政府委員(大澤融君) それでは県別の表を、一月末現在のものを後ほど差し上げてまいりたいと思います。

○清澤俊英君 それでは、それは資料でお願いいたします。その資料の作り方は、集約的なものであったならば集約的にして、何に転換したのか。いわゆる瘠地養蚕をやっております、わずかの三畝とか、よくよく一反ぐらいのものが一万五千町歩、わずかの手間によって整理できたということとは考えられませんか、従って、相当大量の桑園地帯が改良せられておると思いませんか、その点を一つできるだけ明確にして資料をちょうだいしたいと思います。

○政府委員(大澤融君) それでは一月末までの整理の面積の県別の表と、それから後段言われたものは、県別はなかなかむずかしいので、例示として一つ差し上げることにいたします。

○清澤俊英君 それでは資料でお願いいたします。

その次にお伺いしますのは、事業団法と非常に関係が深いと思っております。お伺いしますが、先ほど明らかにいたしましたのは、春繭において予算措置がとられましたものが五万俵、大体五百万俵だということになっております。ただいまの御説明によりまして約一万二千俵、こういう数字が出ておりますが、この一万二千俵、百二十万俵の繭はどのような方法で乾繭せられておつたのかということ、いま一つは、先ほどこれも明らかにしましたが、夏秋蚕に対しまして乾繭三百万俵に對しましては、これはほとんどない、こういう御説明であつたのですが、これはほとんどないのですか。たしか、こちらで養蚕の堀原君からお伺いしましたときは、全体を乾繭したことになつております。夏秋蚕の全蚕繭を一応乾繭したことになつておりますが、そのうち三百万俵の、閣議決定かの措置によつたものが二百七十六万俵、これの乾繭を完了した、こういうお話であつた。それが全然ないということとは、これは一体どういふことなのか。まずその二つから明らかにしていただきたいと思います。

○政府委員(大澤融君) 前段の春繭の

保管は、これは營業倉庫あるいは農業協同組合の倉庫あるいは製糸工場にある倉庫、こういうようなところに保管されておたわけです。それから三百萬貫がなくなつたと、こういうお話でございす。同時に、何かすべてのものが乾燥保管されておる、こういうお話ですが、いわゆる共同保管されておるものでなくて、ほんとうの意味で共同保管されてたな上げにもつていこうというものは、年末にあの法律が通りまして、十二月末に締めて約二百三十三萬貫あつたのです。そこで、これはその後、先ほどもお話がございましたように、製糸が、ひく繭がないということと繭の値段が上つております。政府へ持つてきて、これは御承知のように一貫目千二百円で買ふということと共同保管をしておるわけでありまして、市場の価格がそれ以上になれば、市場に当然出ていくということになつた、こういうことでございす。

○清澤俊英君 いま一つ、夏秋蚕が予算措置としては、生糸換算五萬俵、いや、春です。こういう予算です。

○政府委員(大澤融君) 春です。

○清澤俊英君 そうすると、五萬俵という五萬萬貫です。ところが、實際乾燥繭は一万二千俵の約百二十萬貫と、こうなりますから、だいたい予算を残したわけですね。これはどういふわけか。非常に困つておるのかお伺いしたい。非常に困つておるとき、どういふわけか、こういう現象が出てきたか。

○政府委員(大澤融君) これは御承知のように、春のときには臨時措置法は百億圓を限度として生糸を買ふ、五十億を限度として繭を買ふ、こういう保管会社の買入れ限度でございす。じゃ、幾ら繭を売り込んでくるかということは、売り込む側の事情でございす。ことであるとして、五十億一ぱいではあればならぬということではないので、ああいふ数字になつておるわけでありす。

○清澤俊英君 そこで問題になりますのは、現在この法案を通して、買上げを千円になつた場合には全部この処置で買上げられてくれと、それからまあ最低価格は保証できると思ひますが、もしそれまでいく過程において、十億の予算で、買入れ金でやつていくのでありますから、どれくらゐまでの繭を一応乾燥しよう、というこゝになつたのですか。十億圓の元金で、借入金もつくわけですが、どのくらい数量までこれは一応の保管をしていくことになつたのですか。

○政府委員(大澤融君) これは十億の資本金があれば、いろいろ計算があると思ひますけれども、一応五十億圓の金が動かせるといふことになれば、生産量を三千万圓として、約一割のものはこれで動かしていきけるということにならうかと思ひます。

○清澤俊英君 それで問題になりましたのは、この夏秋蚕のときに二百七十萬貫がそれ以上の値段になつたから保管はもう要らないで全部売り払つてしまつた、こういうことですが、その二百七十萬貫というものは乾燥保管という形をとつただけがそういう甘い汁を吸うことができたのですか。

○政府委員(大澤融君) 乾燥保管しておつたからこそ、そういうことで引き取られていったものだと思ひます。

○清澤俊英君 そうしますと、閣議決定において、三百萬貫の乾燥繭をなげると、それらのことや夏秋蚕等の生糸のたな上げ等が影響して、この人たちは政府買上げ以上の利益を得ることができたが、他の者はほとんど大部分、御承知の通り、福島の一部が千二百円で売つたり、繭協定をやつて、それから長野は千五百円くらいですか、あとの大部分は千五百円に満たない繭協定をして全部放しているのです。しかも、その相手はどうだかといへば、私のところに参考資料も来ておるようでありまして、一応その金額が委託乾燥という形で全養連はとつた、全養連はそういう形をとつた、従ひまして、購買金は製糸会社から借り入れて、そして一時養連が代払いしておつたのだと、繭は製糸会社のものでなく、こういう形が残されている。そういう形が残されてきた場合に、實際取り扱われた全体の形を見ますならば、千二百円に満たない非常に安いもので繭の現実の取引が行われている。一部の者がだけが、それがこれは千二百円以上に売つたか。これは一つ農林省の権威にかけて、各県割当てどこの県でどのくらいのものか千二百円以上の繭価で処理できたか、各県別の数量と、以上で売れた場合なら売れた場合の価格だけを一つ調べて資料として提出してもらいたい。各県別でこれは農林省の権威として出してもらいたい。これは非常に私には不公平のものがここに存在すると思ひます。一部の者だけが、千四百円で売れたか千三百円で売れたか知りませんけれども、それだけの者はよかつたが、あとの者は全体の措置として引き取られなかったことが、今、言つたように製糸会社から一応金は借りてきたんだ、借りてきて代払いしているこの繭は製糸会社のものでないのだ、こういう養連の説明であつたものが、さあつと瞬間のわずかの間に回交が行われて、わしは不当ではないと思ひます。あの当時の価格としての回交の価格は不当であるとは申し上げません。そういうものがばつときまると、きまつた瞬間において糸はぐんぐん上つて現在十七万円に達している。これじゃ農民に納得せいでいふことは私はできないと思ひます。私は農林大臣がおられたら農林大臣に、一体こういうものに対してどうお考えになるか。私は、製糸会社から實際もうけがあるならば、ある程度までは涙金ぐらゐ出さして、そして返してやるぐらゐのことは考えられてもいいと思ひますが、製糸会社としても、一昨年の秋以来の大混乱の中でそれだけの余裕を持つかどうかということも非常に考えられますので、そう強くは申し上げません。それぐらゐのことは調べておいてですか。

○政府委員(大澤融君) 誤解があつてはなんだと思ひますのであえて申し上げますが、先ほど来、共同保管と申しましたものは、あそこ、去年三百萬貫を限度としてああいふことをするといふふうに申しました場合に、ほんとうの意味での共同保管をしていくものについては、ああいふことをするんだ、こういうことでございまして、そういう意味の共同保管が大体三百萬貫限度であらう、集まつたところで、先ほどか数字がありましたように、二百十何万かになつたのでありまして、そのほかのほんとうの意味の共同保管をしないかつたものとのあとのものがそういう區別が出てきたといふことは、先生が言われるように必ずしも不公平だといふことはなからうかと私は思ひます。

○清澤俊英君 私は、それが非常にこの法案と関連してめんどうなことがある。この間も二十日の日に局長との点でやり合ひしましたが、この点は非常にめんどうだと思ひます。そうでしょう。養蚕農協は現実の乾燥能力というものはないので、六十萬貫ぐらゐしかない。これはあなたの方で発表せられた通りであります。だから、大体が委託乾燥である。しかも、限度がきまつておるのである。今の法律でも一割、この間は三百萬貫、これらも大体一割、そうするとこの間の現象とこの法律で行われる効果といふものに對して大してその差はない。ただ変わりますところは、千円になつた場合、これは無限大に買つてくれるのですか。千円になつた場合には、千円を割らないところまで一応買つてもらへるんだといふように、説明をそういうふうには私は解釈しておりますが、そこが變つておる。そうしますと、千二百円から千二百圓の繭価、十六萬圓と千二百圓の繭価といふものを維持すると申しましたが、維持は一部の者にいつてしまふ。あとの者は上つたときは、何か知らぬうちに、がさがさものが解決して何らその恩恵を受けない、これだけのものがこの蚕繭団体の動きました上の効力になつて現われるのじゃないか、この間の例……。

○政府委員(大澤融君) それは県単位に繭協定が行われているという實際上の背景の上で現実の、あるいは不公平といへば不公平といふことがあるのかも知れませんが、分配の問題になら

別が出てきたといふことは、先生が言われるように必ずしも不公平だといふことはなからうかと私は思ひます。

○清澤俊英君 私は、それが非常にこの法案と関連してめんどうなことがある。この間も二十日の日に局長との点でやり合ひしましたが、この点は非常にめんどうだと思ひます。そうでしょう。養蚕農協は現実の乾燥能力というものはないので、六十萬貫ぐらゐしかない。これはあなたの方で発表せられた通りであります。だから、大体が委託乾燥である。しかも、限度がきまつておるのである。今の法律でも一割、この間は三百萬貫、これらも大体一割、そうするとこの間の現象とこの法律で行われる効果といふものに對して大してその差はない。ただ変わりますところは、千円になつた場合、これは無限大に買つてくれるのですか。千円になつた場合には、千円を割らないところまで一応買つてもらへるんだといふように、説明をそういうふうには私は解釈しておりますが、そこが變つておる。そうしますと、千二百円から千二百圓の繭価、十六萬圓と千二百圓の繭価といふものを維持すると申しましたが、維持は一部の者にいつてしまふ。あとの者は上つたときは、何か知らぬうちに、がさがさものが解決して何らその恩恵を受けない、これだけのものがこの蚕繭団体の動きました上の効力になつて現われるのじゃないか、この間の例……。

うかと思ひます。そこで今度の事業団ですけれども、考え方といたしましては、実現された補助協定と同じものは、たな上げしたもののについては補償してやろうということ、補助協定を有利に展開して参る、こういう考え方でございまして、県単位に補助協定が行われるという場合には、どの補助をどうたな上げてやるかという問題は、その県の事情でいろいろありましようし、ある一部について非常に高い値段が実現されたというような場合には、組合内部の問題として、分配の問題として解決のつくことじゃないかと思ひます。

○清澤俊英君 この間の三十三年度の夏秋蚕ではそれが解決つかぬ。同じ仕組んだ。同じ仕組んでいて解決つかない最大の理由は、養蚕団体が乾繭量を持たないということ、自己乾繭量を従って、製糸家に預託をしておいた。預託乾繭をしてもらう。これはしつばその当時から御質問をして伺ったのですが、法律をもって強制的に製糸家に乾繭施設を提供させることができないか、これは憲法上の問題としてなかなかむずかしい、こういうことでありますので、生繭を持ったものは最大の処置として三十三年度の夏秋蚕対策の方法よりないだらうと思ひ。あれが最大の方法なんです。それ以上出ない機関をもって同じような格好のものを作って果して効果がどれまでするだらう、こういう疑問がある、こういうのです。

○政府委員(大澤融君) むしろその乾繭施設の、あるいは乾繭能力という点での限界があるという、こういう御質問だと思ひますが、この点は考え方によ

よつちやあると思ひますが、製糸と協力をするということがこの事業団の運営については必要な点ではなからうかと思ひます。

○清澤俊英君 私は協力を製糸家はしていないと思うのだ。この乾繭した分だけは相当高く買つていった。相当高く買つていくことは、買付能力がある、こう見ていい。価格上買つていく能力を持つていて、こう見ていいと思ひます。しかるに、現実の補助協定は、千五百円以内が大体の協定の標準だらうと思ひ。長野県のごときがやうやく千五百円でしたか、千五百円でしたか、まあ長野県がちょっとよ

買つていくところに、私は何かそこにもうけがあるのじゃないかと思ひ。そうしますと、そこには私は製糸家の良心というものを、実際農林省が考へていられるように甘く考へるわけにはと

○政府委員(大澤融君) 製糸家の協力というところが必要だけれども、製糸家にそういう協力の態度があるかどうか、こういう御質問かとも思ひます。が、そういうものは、製糸家と申しましてもいろいろいるわけではござい

○堀本宣實君 他の委員から私がお伺いしようと思つたことをほとんどお聞きになりましたので、一点だけ伺いたいと思ひますが、先般、この法案の説明

農業の総生産の、かつては輸出の大宗ともいわれた養蚕が斜陽産業とかい

○政府委員(高橋衛君) 第一点の将来の見通しをどういうところに置いて措置をとるつもりであるかという点でござい

○政府委員(高橋衛君) 第一点の将来の見通しをどういうところに置いて措置をとるつもりであるかという点で

様な努力をいたして参つておるのであります。それが今回のたとえは価格の低落に伴つてどういふふうな変化を示していくかというふうな点について、なかなか先の見通しをつけることが困難な事象にあるのであります。あるいは一説をなす人は、生糸は何といつても繊維界の最もぜいたく品である。従つて、これは宣伝のいかんによつては、十分にさらに需要を増し得るのだというふうなことを言われる方もあるであります。また、その他の繊維の新しい用途の研究というものを進めることによって何か新しい需要も喚起できるのではないかとというふうなことを言つておる方もございますし、そういう観点からなかなかはっきりした見通しがつけにくいところから、とりあえずここ一兩年の間の応急施策をいたしたい、そして抜本的な恒久策としては、先ほど来申し上げておりますように、蚕糸業振興対策審議会におきまして十分御審議を願つて、そしてまた同時に、価格が低落いたしました状態において需要がどういふふうに変つていくかという動向も十分に見きわめた上で、それらの点について対策を立てたい、かように考へておる次第でございます。

○政府委員(大澤融君) 最近の糸価の動きについての御質問だと思います。その前に先般、年末でありましたが、十九万円という最低値を十四万円に改訂いたしましたことはお話の通りでございます。そこで、最近の値段の動き、大体一月末、二月の初めごろから徐々に上つてきているわけですが、これはまあいろいろ原因があると思ひます。一つは、昨年の繭を養蚕がいればひき

過ぎたといひますか、いわば一生懸命にひいて、そのために養蚕がひく繭が少し足りなくなつてきたというふうなことも一つございまして、あるいは御承知のように、春繭の交換入札ということをやつたわけでございますが、交換の生糸を政府に持つてくるというために、生糸を横神の市場で買ひあさるという事か——ということ、このために、ああいう取引場の相場が私は上つていったと、あるいはしかし、根本的には糸価水準を下げて、糸価が実勢価格に見合ったものになつて形成されてきたということで、需要がだんだん伸びてきたということが大きな原因だと思ひます。また、そうしたことを背景にしての恩恵というふうなものも、それはもちろん多少はあると思ひます。そうした事情で多少の値上りを見ておりますが、昨年価格をきめましたときに、まあいわば十六万円水準というふうなことを頭に置いてあつたという程度が考えられておるわけでございますが、そうした程度から見れば、この程度のぐれがあるということは、先ほどお答え申し上げましたように、必ずしも糸価が非常に悪化して来たといふふうには言えないと思ふのであります。

○堀本宜實君 私はどうも最低糸価あるいは最低繭価の水準を改訂したら産業界が安定するといふ考へ方が根本に立っているといふことは、これは少し的遠いといふふうな考へる。そうしてまた、今の次官の御説明を聞きまして、見通しは困難だ、非常にはつきりしにくい問題だと、これは私の方がよくわかる。世界市場を持つてい

は、それは私は困難だと思ふ。ところが、こういう水準を改訂して、その水準を下げた、そしてそこに需給のバランスをはかつたことが安定にならぬのと同様に、私は多年作物である桑といふものを整理できるかできぬか知りません。先ほど、なかなか整理するといふたつて現実にはむずかしい問題だといふお話をございまして、私もそれに賛成をする。二割も掃き立てを制限するといふので、繭は計算以上に出来たりするのですから、これは私はたとえ一万五千町歩です、今現在整理したと言われても、果してそれがどうか。その報告だけが真実、それが桑から他の作物に変わったか、それは私はわかりません。おそらくできてはいることでは。だが、この見通しのはつきりしない、非常に見通しの困難だといふ、この事情を前に控へながら、この多年作物であるこれは二年、三年というものは取引量が非常に少いのです。植えていきます過程に、ですから、こういうふうなものを他の方途において講じなくても、抜本的なつまり桑園の整理に向けてい

は、どうお考えになりますか。最初、お言葉返すようではなはだ恐縮でございますが、私どもは先ほどまあ清澤委員にもお答えいたしましたように、大体二十九万俵ベースというふうなことを頭に置いて、二十九万何の桑園を

それに応じてこの程度は減つていってしるべきものであるといふふうな考へ方です。この法案を見ても、論争を見て、政府の価格政策というものが、私は資本主義経済のもとにおいて、生産農民を保護するといふよりも、業界にはよろうされていく傾きがあるのじゃないかと思ふのです。これは今の日本の政府が行なつていない不徹底な価格政策にその欠陥があるのでありまして、清澤さんがいろいろの資料を要求しているのもさうだと思ひます。

〔委員長退席、理事堀本宜實君着席〕
表面の理由は、この繭価の問題をめぐつて、生産農民の収入を減らさないために防衛しているがとき法案に見えるが、少くとも繭糸価格の安定をめぐつての内容といふものは、今まで強力な力を持つていたところの、たとえば片倉製糸のような、それは製糸のようにな、そういう生糸業者の圧力といふものが非常に強くて、全養理のごときも、率直に申して生産農家の擁護というよりも、その業者の下部機構のような性格すら持つていたのじゃないかと

は、この面もあるものであります。私は、こういう不徹底な価格政策を行なつていく過程においては、国家が相当な金を出しても、その金は業者のふところの方へ多く入つてしまつて、生産農家の方には落ちてこないのじゃないか、その不徹底な統制の過程におきまして、保護を名として業界が太つて生産農民の方はやせていくというふうな結果も招来するのじゃないか、これ

は一つのテスト・ケースです。けれども、この運営の面におきましては、具体的にはやはりデータをわれわれが取り寄せて、これを審議しないと、そこにはきわめて不明朗なものが感ぜられてならないのです。

それからもう一つ、この国際市場を対象としての商品であります。日本におけるこの国際市場への進出の努力といふものが非常に足りないもので、イタリヤの成功というふうなものも、玉繭の面において非常に成功し、化繊が伸びてきた今日において、生糸の持つてくる持ち味、この本物の真珠とにせ物の真珠との違いはど

を具体的に私はこの際承わりたいと思
います。

○政府委員(大澤融君) 生糸の消費の
工夫がマンネリズムに陥っている、こ
ういふお話でございますが、私も、
生糸の新しい用途の開拓という意味
で、先ほど申し上げましたが、新し
い宣伝機関ができるわけでありま
す、その前、中央審議会の中
に新しい生糸の用途の開拓というこ
をやっていくための組織を作って仕
事を始めております。

〔理事堀本宜實君退席、委員長着
席〕

今までの考え方ではない、新し
い用途としてデザインがたくさん出
てきたのを審査いたしまして、それを普
及して参るというふうなことが出てき
ております。それから今仰せのござい
ました黄変の問題とか染色の問題で
ございまして、黄変の問題は、これは
長いことかかって試験場で研究して
おりますが、いまだ解決の方法はない
でございまして、なお引き続き力を
入れてやっております。また染色で
は、これは染料というふうなもの自体
が、私どもの方で扱う限りのものでは
ないのでございまして、先ほどま
ちよと申し上げましたように、絹織
物におきまして、むしろたとえば染
色をした場合に、糸によって色にむら
ができる、あるいは同じ染料を使っ
ても色が変わってくるというところ
がございまして、そういうところのな
いような原料を供給するというための
研究を特に力を入れてやっております。
○清澤俊英君 私最後、きょうの
質問はこれで終わりますが、この次に
またいふ研究をするかもしれない

が、私はこういうふうに考えているの
です。三十三年産繭が非常にたな上げ
されて参りまして、そうして繭不足が
三十四年度に持ち越される、という
形の中で一応糸の値段は十四万幾ら
かかっております。農民はもうこの糸
値上りによりまして関心を持たないと思
う。従って、現実において一万五千町
歩の現在転換整理ができた、転換整理
はおそらく先ほど皆さんが言われる通
り、局長の考えられる通り、このあと
の転換整理はちよとむずかしいので
はないか。しかし、私も今関知し
ているところでは、実際の蚕期へ入り
ましての掃き立てがどうなるかわかり
ませんが、大体三割五分ぐらい極端な
人は掃き立てを考えているそうです。
そうしますと、結局、今年の十七万円
の糸を維持したということは、春から
以来の措置を計算して見ますと、大体
二割強のたな上げ措置等によりまし
て、市場に糸が足らなかつた、繭が足
らなかつた、これが十七万円を大体維
持する、こう考えていいだろう。それ
がそういう形で三十三年度がいきま
す、大体三十四年度は繭を整理しない
で持ちそう。そうして三十五年に
なりまして、逆に今度は掃き立てを増
大すると、糸価は、おそらく私は三十
四年度は相当な糸価を維持するのじゃ
ないか。そこに非常な危険性がある。
危険性が出て、また農林省はいかに思
なとんぼをとられるのではないと思
いますので、そういうふうな見通しを
一つこの次の委員会までに、確信を
もって報告の資料を集めてお答え願
いたい。私はそう見ている。このま
まきまして、三割ぐらいの掃き立て量
をばつとやめなければならぬ。現に一

万五千町歩整理した、この三割の減産
ということになりまして、繭の全体の
生産量は二千五、六百万貫ぐらにな
るのじゃないか。三千万貫として三割
としますと約九百万貫ですから、大
きな話なんです。そうすると非常な糸
価を呼び出してくる危険性がある。こ
の、やはりこういう危険性がある。こ
ういふならば、これは私らのような局
地調査をやっているところの農民に今
年の掃き立てはどうか聞いてみると、
大体三割ぐらゐ掃き立てをかげんし
ていけばいいという返答なんです。そ
れから全般的な条件はそういう形はと
らぬかもしれないが、とつたら大へん
だと、こういうふうな思ひます。

○政府委員(大澤融君) 先ほど申し
上げましたように、桑園をあれだけ整
理いたしました、それから現状での桑の
發育状況あるいは農民が肥培管理をど
のくらいやっているかというふうな状
況を押えて、春繭は最近、先ほど申し
上げたような反当収量ということが予
想されるわけ。そこで、その反当
収量に面積というところで、私どもは来
年の収量を二千八百萬貫少々、こう
いうふうな予想しておるわけござい
まして、先生方、局地的に農家に当
らして、三割あるいは四割掃き立て制
限をするというふうなお話を聞かれて、
少しどぎつくりしているのではない
か、そういう感じもいたします。私ど
もはそういうふうな考えです。

○清澤俊英君 その点ですが、実際二
千八百萬貫ぐらゐの収量を求めておら
れるところへ、三割制限する全部じゃな
いでしょうけれどもそういう声さあ
る。従って、三割制限するくらいなら
肥培などは相当、今後必要ないかも

しれません。こういうことになるの
じゃないですか。そういう減産も見込
まれるので、そういう傾向を十分察知
して、確信のある指導をしてもらいた
い。もう私は、これは値段は大丈夫
だからお作りなさいというところは絶
言いませぬ、去年より少し減りましたか
ら。

○委員長(秋山俊一郎君) ちよと速
記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(秋山俊一郎君) それじゃ、
速記をつけて下さい。

予備審査は、大体この程度で尽きた
のじゃないかと思ひますが、衆議院が
通過しまして、本付託になりました場
合には、事情に特別の変化のない限
り、大体討論採決をして上げたいと思
ひます。そういうことでよろしくご
ざいませうか。

〔それでいいですと呼ぶ者あり〕
○委員長(秋山俊一郎君) それじゃ、
ただいまの御懸念によりまして、この
法案の審査は、この程度とし、衆議院
を通過して本付託の上は、事情に特別
の変化が起らない限り、直ちに討論採
決を行います。

本日は、この程度において散会いた
します。

午後四時十三分散会

二月十八日本委員会に左の案件を付託
された。

一、農業振興施策確立等に関する請
願(第七九六号)

一、水産物小売業者の育成施策確立
に関する請願(第八二二号)(第八
七四号)

第七九六号 昭和三十四年二月六日
受理

農業振興施策確立等に関する請願
請願者 福島県田村郡路村農
業委員会内 武田善治
外四百五十九名

紹介議員 石原幹市郎君
農家経営の安定を図るため、(一)農業
基本法をすみやかに制定すること、
(二)本法の制定促進のため、内閣に農
業基本法制定調査会(仮称)をすみやか
に設置すること、(三)国民年金制度を
すみやかに実施し、とくに農民に對し
ては掛金を必要としない養老年金制度
を実現すること、(四)固定資産税を大
幅に引き下げる、(五)所得税につ
いて家族労働報酬を経費として認める
こと、(六)所得税の減税にあたっては
税率の引下げよりも基礎控除及び扶養
控除の額を引き上げること、(七)相続
税、固定資産税等の不動産評価を適正
にし、かつ統一すること等の措置を講
ぜられたいとの請願。

第八二二号 昭和三十四年二月七日
受理

水産物小売業者の育成施策確立に關す
る請願
請願者 東京都中央区築地五ノ
一 全国水産物小売団体
連合会内 塩沢達三外
一名

紹介議員 青山 正一君
水産物小売業者を指導育成するため、
(一)水産物小売業者の市場別登録制を
実施すること、(二)水産物小売業に消費部
を設け、小売商の実態をばくし、水
産物小売商の適確な育成対策を各般に
わたって実現すること等の施策をすみ

やかに講ぜられたいとの請願。

第八七四号 昭和三十四年二月十一日受理

水産物小売業者の育成施策確立に関する請願

請願者 福井市田原下町八ノ五

福井県魚商組合連合会

内 吉田喜智外一名

紹介議員 高橋 衛君

この請願の趣旨は、第八二二号と同じである。